

障害者施設等 施設長及び管理者 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

障害者施設等における利用者からの預り金の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の障害福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月、市内障害者支援施設において、当該施設の職員が利用者の預り金や余暇費等を私的に流用し、私物の購入費に充てていたことが判明しました。

本市では、過去に障害者グループホームや地域活動支援センター作業所型において、預り金等の着服や多額の使途不明金が生じたことを踏まえ、事業所における現金等の管理体制の確立をお願いし、再発防止に努めてきたところです。今回このような事態が再び発生したことを、本市としても非常に重く受け止めております。

つきましては、各障害者施設における預り金など現金の取扱いや会計処理について、再度御確認をいただいた上で、過去の通知に加え、次の取組事項についても改めて確認及び徹底してください。このような事態が二度と起こらないよう一層厳正な管理に取り組んでいただきますようお願いいたします。

1 今回発生した事案の概略

職員 A が、利用者の買い物物を精算した際、自分用の弁当も購入していたことが発覚しました。その後、施設が職員 A の精算状況を調査したところ、平成 31 年 7 月以降、数十回に渡り、利用者 3 人の預り金や余暇費等（約 22 万円）を流用し、私物を購入していたことを確認しました。

発覚が遅れた原因としては、精算時の使用額と領収書の金額は一致していたものの、①購入した商品と領収書（明細）を複数の職員で確認していなかったこと、②出納簿の担当者名の改ざん、③領収書の改ざん（明細部分の切り取り）、④明細のない領収書での精算 があげられます。

2 取組事項

- (1) 購入した商品と領収書（明細）の確認について、複数の職員で行い、記録に残すこと。
- (2) 利用者の買い物代行の精算について、複数の職員で行い、記録に残すこと。
- (3) 同様の事案が発生しないよう、業務の点検・見直を行うこと。
- (4) 上記概略をもとに職場内研修等を実施し、未然防止の徹底を図ること。

3 参考資料

- ・障害者施設等における現金等の取扱いについて（通知）
（平成 30 年 7 月 2 日 健障支第 1655 号）
- ・社会福祉施設等における利用者からの預り金について（通知）
（平成 29 年 7 月 18 日 健監第 202 号）
- ・社会福祉施設等における利用者からの預り金について（通知）
（平成 26 年 7 月 22 日 健監第 303 号）

担当：横浜市健康福祉局障害施設サービス課 施設等運営支援係
電話 045-671-3607 FAX 045-671-3566